

電気事業法に係る立入検査結果

令和5年度の状況

1. 概要

今年度の立入検査事業場数は以下の通り。

事業用電気工作物	9 件
自家用電気工作物	52 件
小規模事業用電気工作物	4 件
一般用電気工作物	3 件
電気保安法人	5 件
合計	73 件

なお、指摘した事項については、検査を実施した日から原則30日以内に改善の報告を求め、改善状況について確認を行っています。

2. 今期検査の実施事業場数

検査実施事業場数	うち指摘事項等あった事業場数
73	46

3. 1 指導事項等（需要設備）

改善指示の有無	事業場数	指分区	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
有	14	技術基準	4	接地抵抗値が過大。	電技解釈第17条	2
				低圧架空電線相互の離隔距離が不足している。	電技解釈第116条	1
				低圧屋内配線器具の充電部が露出しており施設方法が不適切。	電技解釈第150条	1
				粉じんの多い場所に施設されている電気機械器具(分電盤)に防塵措置が施されていない。	電技解釈第175条	1
				小計		5
		保安規程	11	保安規程に基づいた周期で日常・月次点検されていない。	保安規程	7
				保安に関する訓練が行われていない。	保安規程	4
				保安規程に基づいた点検記録が残されていない。	保安規程	3
				保安規程の規定内容と実態が整合していない(点検頻度、点検区分等)	保安規程	3
				サイバーセキュリティの確保のための措置が講じられていない。	保安規程	2
				主任技術者不在時の代務者が指名されていない。	保安規程	1
		小計		20		
		その他	4	分電盤前が整理されていない。	注意事項	3
				月次点検を隔月で実施するための設備条件を満たしていない状態で月次点検を隔月で実施していた。	外部委託点検頻度等告示	1
小計		4				
無	10			指摘合計		29

3. 2 指導事項等（太陽電池発電所）

改善指導等の有無	事業場数	指分区	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
有	18	技術基準	18	【改善が推奨される事項】 設計図面(架構図、構造計算書)がない、又は構造計算が十分でないため、支持物の安全性を確認することができない。	電技解釈第46条第2項	98
				【改善が推奨される事項】 パネル台や架台、締結材(ボルト)に錆が発生している。	電技解釈第46条第2項	10
				【改善が推奨される事項】 使用されている部材、金具、ジョイント及び接合状態等の不備により、その安全性が確認できない。	電技解釈第46条第2項	4
				【改善が推奨される事項】 排水溝の土砂によるつまりの確認や敷地外への土砂流出が確認できたため、土砂流出防止措置の有効性が確認できない。	電技解釈第46条第4項	1
				小計		113
		保安規程	1	保安規程	1	
小計		1				
無	0			指摘等合計		114

3. 3 指導事項等（小規模事業用電気工作物及び一般用電気工作物の太陽電池発電設備）

改善指導等の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
有	7	技術基準	7	【改善が推奨される事項】 設計図面（架構図、構造計算書）がない、又は構造計算が十分でないため、支持物の安全性を確認することができない。	電技解釈第46条第2項	33
				【改善が推奨される事項】 パネル台や架台、締結材（ボルト）に錆が発生している。	電技解釈第46条第2項	1
				【改善が推奨される事項】 使用されている部材、金具、ジョイント及び接合状態等の不備により、その安全性が確認できない。	電技解釈第46条第2項	2
				【改善が推奨される事項】 排水溝の土砂によるつまりの確認や敷地外への土砂流出が確認できたため、土砂流出防止措置の有効性が確認できない。	電技解釈第46条第4項	1
				PCSの外箱アース線が単管パイプのクランプに接続され、単管パイプ等に触れれば感電する恐れがある。	電技省令第4条	2
				太陽電池アレイの最高高さが9mを超えていたため、構造強度等に係る建築基準法及びこれに基づく命令の規定に適合するものである必要がある。	太技省令第4条第6号	2
				モジュールの割れが確認されたため、人体及び物件に危険を及ぼす懸念がある。	電技省令第4条	2
					小計	43
無	0				指摘等合計	43

3. 4 指導事項等（火力発電所）

改善指導等の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
有	1	技術基準	1	サージアブソーバーのA種接地抵抗値が基準値を超過している。	電技解釈第17条	1
				低圧回路のうち一部で絶縁抵抗値が基準値を超過している。	電技省令第58条	1
				小計	2	
		保安規程	1	定期巡視点検記録のうち、高圧電気設備の年次点検記録について、設置者が確認しているか不明確である。	保安規程	1
				小計	1	
無	5				指摘等合計	3

3. 5 指導事項等（水力発電所）

改善指導等の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
有	2	保安規程	2	保安規程に基づく点検頻度で導水路の内部点検（3年に1回）が実施されていない。	保安規程	1
				ダム水路設備において、外部点検（月次）における周辺地山の状態確認、外部精密点検（年次）における掃除・亀裂補修等手入れ点検について、巡視・点検の基準に基づき実施していない。	保安規程	1
					小計	2
無	2				指摘等合計	2

3. 6 指導事項等（電気保安法人）

改善指導等の有無	事業場数	指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
				保安管理業務マネジメント規程に基づく「点検業務等の指導育成計画」が作成されていない。	主任技術者制度の解釈及び運用4.(4)②	1

有	4	その他	4	保安全管理業務マネジメント規程 定期報告 に規定する報告について、産業保安監督部に提出されていない	主任技術者制度の解釈および運用 4. (4)②、電気事業法施行規則 第52条の2 第2号 二	1
				保安全管理業務マネジメント規程 レビュー に規定する報告について、産業保安監督部に提出されていない	主任技術者制度の解釈および運用 4. (4)②、電気事業法施行規則 第52条の2 第2号 二	1
				保安全管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安全管理業務を実施していることが確認できない。また、あらかじめ定められた間隔で保安全管理業務のレビューを行い適切な改善を図っていることを確認できない。	主任技術者制度の解釈及び運用 4. (4)②	1
				委託契約の締結前に絶縁監視装置の設置に係る要件確認を実施していることが確認できない。	主任技術者制度の解釈及び運用 4. (4)②	1
				保安業務年間計画審議要領に基づき保安業務の審議がなされていることが確認できない。	主任技術者制度の解釈及び運用 4. (4)②	1
				保安業務内部監査用チェックリストに基づき内部監査を実施していることが確認できない。	主任技術者制度の解釈及び運用 4. (4)②	1
				「漏電調査流れ図」に基づき漏電調査を実施していることが確認できない。	主任技術者制度の解釈及び運用 4. (4)②	1
				マネジメントレビュー要領に基づき実施していることが確認できない。	主任技術者制度の解釈及び運用 4. (4)②	1
				あらかじめ定められた間隔で定期報告が実施できていない。	主任技術者制度の解釈および運用 4. (4)②、電気事業法施行規則 第52条の2 第2号 二	1
				あらかじめ定められた間隔で保安全管理業務のレビューが実施できていない。	主任技術者制度の解釈および運用 4. (4)②、電気事業法施行規則 第52条の2 第2号 二	1
				一部の受託事業場において、年次点検が実施できていない。	主任技術者制度の解釈および運用 4. (4)②、電気事業法施行規則 第52条の2 第2号 二	1
				受託手続きの管理ができていない。	主任技術者制度の解釈および運用 4. (4)②、電気事業法施行規則 第52条の2 第2号 二	1
	小計	13				
無	1			指摘等合計	13	